

# 国立大学法人東京医科歯科大学公印・電子署名規則

平成16年4月1日  
規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における公印及び電子署名並びにその管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公印 業務上作成された文書（図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。）に使用する印章（その印影の電磁的記録を含む。）で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名であって、その使用により公印と同様の効果を得ることを目的とするものをいう。

(公印の種類及び寸法)

第3条 本学における公印の種類及び寸法は、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(公印管守者及び公印管守担当者)

第4条 本学に公印管守者及び公印管守担当者を置き、別表の第4欄及び第5欄に掲げるとおりとする。

- 2 公印管守者は、公印が適切に使用されるように公印（印影の電磁的記録を含む）を管理しなければならない。
- 3 公印管守担当者は、公印管守者の指示に従い、次の各号を行う。
  - (1) 公印の押印
  - (2) 公印の保管（印影の電磁的記録を含む）
  - (3) 電子署名の実施

(公印の作成等)

第5条 別表の第1欄に掲げる部局等の長は、当該部局等に係る公印を作成、改刻又は廃止しようとする場合は、別記様式第1号により学長の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により公印を作成、改刻又は廃止したときは、当該部局等の公印管守者は、別記様式第2号により速やかに総務部総務秘書課長に報告しなければならない。
- 3 第1項により作成又は改刻した公印は、公印管守者により、印影の電磁的記録を作成することができる。

(公印簿)

第6条 総務部総務秘書課長は、公印簿を備え付け、別表の公印の印影を保存しなければならない。

(公印、電子署名の使用)

第7条 公印の使用又は電子署名を必要とする場合は、発送しようとする文書を電子決裁システムによる決裁後に、公印管守担当者に公印の使用を請求するものとする。

2 公印管守担当者は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、発送しようとする文書と電子決裁システム上の文書を照合したうえで、公印の使用を請求した者に押印又は別に指定する方法により電子署名させることができる。

3 文書決裁に基づかず公印を使用するときは、公印使用簿(別記様式第3号)に所要事項を記入のうえ、当該公印を管理する部課長の承認を受けなければならない。

(公印の押印省略)

第8条 軽易かつ定型的な文書については、公印の押印を省略することができる。

2 前項の公印の押印を省略する文書については、電子決裁システムの備考欄に省略する旨を明記し、文書の公印押印箇所に「(公印省略)」と記入するものとする。

(公印押印の特例)

第9条 一定の字句からなる文書で多数印刷するものにあつては、公印管守者が支障がないと認めるときは、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 第7条第2項により電子署名をする場合には、必要に応じて当該印影の電磁的記録の複写により押印することができる。

3 外国語により作成された文書にあつては、当該外国語による文書を発信する名義者の署名をもって公印の押印に代えることができる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表中、人事部長及び人事部職員課長に関する部分は、平成16年10月1日から施行する。

2 平成16年10月1日前における別表の規定の適用については、同表中「人事部」とあるのは、「総務部」とする。

附 則(平成17年3月31日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月17日規則第1号)

この規則は、平成18年1月17日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則(平成19年3月29日規則第5号) 抄

(施行期日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月29日規則第48号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日規則第45号) 抄

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日規則第 30 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 15 日規則第 53 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 15 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日規則第 88 号）

この規則は、平成 23 年 9 月 30 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 46 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、東京医科歯科大学大学院生命情報科学教育部の印及び東京医科歯科大学大学院生命情報科学教育部長の印については、当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、改正前の別表に基づき存続するものとする。

附 則（平成 24 年 11 月 6 日規則第 98 号）

この規則は、平成 24 年 11 月 6 日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日規則第 70 号）

この規則は、平成 25 年 5 月 29 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 8 月 1 日規則第 91 号）

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 25 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 9 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 5 月 21 日規則第 39 号）

（適用日）

1 この規則は、平成 26 年 5 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間、第 5 条、第 6 条及び別表中「総務秘書課長」とあるのは、「総務企画課長」と読み替えるものとする。

附 則（平成 26 年 6 月 19 日規則第 45 号）

1 この規則は、平成 26 年 6 月 19 日から施行し、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

2 平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間、別表第 1 欄事務局に係る第 5 欄中「総務掛長」とあるのは、「総務・秘書掛長」と読み替えるものとする。

附 則（平成 26 年 9 月 19 日規則第 89 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 13 日規則第 119 号）

この規則は、平成 26 年 11 月 13 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規則第 107 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 21 日規則第 135 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 8 月 14 日規則第 174 号）

この規則は、平成 27 年 8 月 14 日から施行し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 9 月 3 日規則第 185 号）

この規則は、平成 27 年 9 月 3 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 9 月 3 日規則第 191 号）

この規則は、平成 27 年 9 月 3 日から施行し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 4 日規則第 16 号）

この規則は、平成 28 年 3 月 4 日に施行する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月11日規則第154号）

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月11日規則第155号）

この規則は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年1月11日規則第10号）

この規則は、平成29年1月11日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

1 この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間、規則内の「リサーチコアセンター」については、「医歯学研究支援センター」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年7月19日規則第59号）

この規則は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月13日規則第25号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月23日規則第94号）

1 この規則は、令和元年8月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 この規則において、電子決裁システムを未導入の部署については、なお従前の例に従い、公印を使用する。

3 この規則において、やむを得ず電子決裁システムを利用せずに起案する場合については、なお従前の例に従い、公印を使用する。

附 則（令和3年1月28日規則第7号）

この規則は、令和3年1月28日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令和3年3月24日規則第28号）

この規則は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和3年10月1日規則第87号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年11月24日規則第120号）

この規則は、令和3年11月24日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

附 則（令和4年3月3日規則第36号）

この規則は、令和4年3月31日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第68号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月13日規則第164号）

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年4月20日規則第67号）

この規則は、令和5年4月20日から施行し、この規則は、令和5年3月1日から施行する。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
(部局等)	(公印の種類)	公印の寸法 (ミリメートル平方)	(公印管守者)	(公印管守担当者)
事務局	国立大学法人東京医科歯科大学長の印 (法人登記及び印鑑証明用)	30	総務秘書課長	総務係長
	国立大学法人東京医科歯科大学長の印	27		
	国立大学法人東京医科歯科大学の印	30		
	国立大学法人東京医科歯科大学理事の印	30		
	国立大学法人東京医科歯科大学副学長の印	30		
	国立大学法人東京医科歯科大学監事の印	30		
	東京医科歯科大学長の印	30		
	東京医科歯科大学の印	30		
	東京医科歯科大学の印(証書用)	58		
	東京医科歯科大学事務局長の印	30		
	東京医科歯科大学総務部長の印	23		
	東京医科歯科大学総務部総務秘書課長の印	20		
	東京医科歯科大学総務部人事企画課長の印	20	人事企画課長	人材育成係長
	国立大学法人東京医科歯科大学長の印(認定用)	10	人事労務課長	総務係長
	東京医科歯科大学総務部人事労務課長の印	20		
国立大学法人東京医科歯科大学長の印(契約用)	25	財務企画課長	予算総括係長	
国立大学法人東京医科歯科大学長の印(請求書用)	24		資金管理係長	
東京医科歯科大学財務部長の印	23		予算総括係長	
東京医科歯科大学財務部財務企画課長の印	20			

	東京医科歯科大学財務部財務経理課長の印	20	財務経理課長	総括経理係長
	東京医科歯科大学施設部長の印	23		
	東京医科歯科大学施設部施設企画課長の印	20	施設企画課長	施設企画係長
	東京医科歯科大学施設部施設管理課長の印	20		
統合教育機構	東京医科歯科大学統合教育機構長の印	30		
	東京医科歯科大学統合教育機構事務部長の印	23	学務企画課長	総務係長
	東京医科歯科大学統合教育機構事務部学務企画課長の印	20		
	東京医科歯科大学統合教育機構事務部入試課長の印	20	入試課長	入試総務係長
	東京医科歯科大学統合教育機構事務部教養事務室事務長の印	20	教養事務室事務長	教養事務室総務係長
監査室	東京医科歯科大学監査室長の印	20	監査室長	財務監査係長
大学院	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科の印	28		
	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科長の印	30	統合教育機構事務部学務企画課長	総務係長
	東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科の印	28		
	東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科長の印	30		
医学部	東京医科歯科大学医学部の印	28		
	東京医科歯科大学医学部長の印	30	医学部事務長	総務係長
	東京医科歯科大学医学部事務部長の印	23		
	東京医科歯科大学医学部事務長の印	20		
歯学部	東京医科歯科大学歯学部の印	28		
	東京医科歯科大学歯学部長の印	30	歯学部事務長	総務係長
	東京医科歯科大学歯学部事務長の印	20		
教養部	東京医科歯科大学教養部の印	28	統合教育機構教養	統合教育機構教養事務室総務係長
	東京医科歯科大学教養部長の印	30		

			事務室事務長	
生体材料工学研究所	東京医科歯科大学生体材料工学研究所の印	28		総務係長
	東京医科歯科大学生体材料工学研究所長の印	30	事務長	
	東京医科歯科大学生体材料工学研究所事務長の印	20		
難治疾患研究所	東京医科歯科大学難治疾患研究所の印	28		総務係長
	東京医科歯科大学難治疾患研究所長の印	30	事務長	
	東京医科歯科大学難治疾患研究所事務長の印	20		
統合情報機構	東京医科歯科大学統合情報機構の印	28		総務係長
	東京医科歯科大学統合情報機構長の印	30	学術情報課長	
	東京医科歯科大学統合情報機構事務部長の印	23		
	東京医科歯科大学統合情報機構学術情報課長の印	20		
	東京医科歯科大学情報戦略部情報推進課長の印	20	情報推進課長	システム企画係長
図書館	東京医科歯科大学図書館の印	25		総務係長
	東京医科歯科大学図書館部門長の印	23	学術情報課長	
	東京医科歯科大学図書館国府台分館の印	25		分館係長
学生支援・保健管理機構	東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構長の印	25		学生支援総括係長
	東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構保健管理センター長の印	23	学生支援・保健管理機構事務部長	
	東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構学生・女性支援センター長の印	23		
	東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構事務部長の印	23		
職員健康管理室・環境安全管理室	職員健康管理室長の印	23	職員健康管理・環境安全管理事務室事務長	安全衛生係長
	環境安全管理室長の印	23		
	職員健康管理・環境安全管理事務室長の印	20		

統合研究機構	東京医科歯科大学統合研究機構の印	28	研究推進課長	総務企画係長
	東京医科歯科大学統合研究機構長の印	30		
	東京医科歯科大学統合研究機構事務部長の印	20		
	東京医科歯科大学リサーチコアセンターの印	25		
	東京医科歯科大学リサーチコアセンター長の印	23		
	東京医科歯科大学実験動物センターの印	25		
	東京医科歯科大学実験動物センター長の印	23		
	東京医科歯科大学生命倫理研究センターの印	25		
	東京医科歯科大学生命倫理研究センター長の印	23		
	東京医科歯科大学疾患バイオリソースセンターの印	25		
	東京医科歯科大学疾患バイオリソースセンター長の印	23		
	東京医科歯科大学再生医療研究センターの印	25		
	東京医科歯科大学再生医療研究センター長の印	23		
	東京医科歯科大学脳統合機能研究センターの印	25		
	東京医科歯科大学脳統合機能研究センター長の印	23		
	東京医科歯科大学特定認定再生医療等委員会の印	25		
	東京医科歯科大学特定認定再生医療等委員会委員長の印	23		
	東京医科歯科大学高等研究院長の印	30		
統合イノベーション機構	東京医科歯科大学統合イノベーション機構の印	28	産学連携課長	総務係長
	東京医科歯科大学統合イノベーション機構長の印	30		
	東京医科歯科大学統合イノベーション機構事務部長の印	20		
	東京医科歯科大学ヘルスサイエンス R&Dセンターの印	30		
	東京医科歯科大学ヘルスサイエンス R&D	20		

	センター長の印			
	東京医科歯科大学オープンイノベーションセンターの印	30		
	東京医科歯科大学オープンイノベーションセンター長の印	20		
	東京医科歯科大学 M&D データ科学センター長の印	30		
広報部	東京医科歯科大学広報部長の印	23	総務秘書課長	広報係長
病院	東京医科歯科大学病院の印	28	病院事務部総務課長	総務第一係長
	東京医科歯科大学病院長の印	30		
	東京医科歯科大学病院長の印（明細書・証明書用）	20		
	東京医科歯科大学病院看護部長の印	30		
	東京医科歯科大学病院薬剤部長の印	23		
	東京医科歯科大学病院総合教育研修センター長の印	23		
	東京医科歯科大学病院医師臨床研修管理委員会委員長の印	23		
	東京医科歯科大学病院歯科医師臨床研修管理委員会委員長の印	23		
	東京医科歯科大学病院特定行為研修管理委員会委員長の印	23		
	東京医科歯科大学病院事務部長の印	23		
	東京医科歯科大学病院総務課長の印	20		
	東京医科歯科大学病院労務課長の印	20		
	東京医科歯科大学病院管理課長の印	20		
	東京医科歯科大学病院経営企画課長の印	20		
	東京医科歯科大学病院医事一課長の印	20		
	東京医科歯科大学病院医事二課長の印	20		
	東京医科歯科大学病院医療支援課長の印	20		
東京医科歯科大学病院医療品質管理課長の印	20			
スポーツサイエンス機構の印	28			
スポーツサイエンス機構長の印	30			

	スポーツ医歯学診療センター長の印	23		
	スポーツサイエンスセンター長の印	23		
統合国際機構	東京医科歯科大学統合国際機構長の印	23	統合国際機構事務部国際交流課長	総務係長
	東京医科歯科大学統合国際機構事務部長の印	23		
	東京医科歯科大学統合国際機構事務部国際交流課長の印	20		

学 長 殿

(部局等の長)

公印の作成(改刻・廃止)について(申請)

下記により、公印を作成(改刻・廃止)したいので、ご承認願います。

記

印 影 の 名 称	
印 材	
寸 法	ミリメートル平方
刻 印 案 (廃止の場合は印影)	
作 成 年 月 日	年 月 日
改 刻 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
理 由	

総務部総務秘書課長 殿

(部局等の公印管守者)

公印の作成(改刻・廃止)について(報告)

年 月 日付け文書をもって学長の承認を受けた公印について、下記のとおり作成(改刻・廃止)しましたので報告します。

記

印 影 の 名 称	
印 材	
寸 法	ミリメートル平方
刻 印 案 (廃止の場合は印影)	
作 成 年 月 日	年 月 日
改 刻 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
理 由	

